

愛鳥週間作品募集要領

(制 定 昭和58年12月20日)
(最終改正 令和 4年 3月31日)

1 趣 旨

この要領は、愛鳥週間（5月10日～5月16日）を通じて野鳥保護思想の普及向上に資するため、愛鳥週間ポスターを児童・生徒から募集し、情操教育の高揚を図ることを目的とする。

2 主 催

岐阜県

3 後 援

岐阜県教育委員会

4 応募資格

県内の小、中、高等学校及び特別支援学校の児童・生徒

5 応募点数

各校15点以内（ただし、小学校にあっては、低学年と高学年のそれぞれで15点以内）

6 応募締切り

毎年9月10日

7 応募先

学校所在地を所管する県事務所環境課（岐阜地域においては岐阜地域環境室）

8 応募方法

作品には、応募一覧表（別記様式1）を添えて、各学校から応募先へ提出するものとする。

9 作品の規格

- (1) 愛鳥週間を一般に周知させ、日本に生息する野生鳥類保護の必要性を強調したもので、家禽・ペット、動物園などで飼われているイメージのものは不可とする。
- (2) 図案中に「愛鳥週間」（漢字）の文字のみを記入し、期間、その他の文字は記入しないこと。なお、小学校低学年は漢字を習っていないため入れなくても良い。ただし、絵の中で風景としての看板などはかまわない。
- (3) 用紙の大きさは、B3画用紙（縦51cm、横36cm）又は四ツ切画用紙（縦55cm、横40cm）とし、必ず縦に使用すること。
- (4) 色彩、材料は、自由とする。ただし、パソコンで作成した作品は不可。
- (5) 特記事項

ア 応募する年度に描かれた自作未公表の作品とする。また、野鳥の写真やイラストは参考の範囲にとどめることとし、元の写真・絵画等を丸写ししたものは、賞が決定した後であっても取り消すことがある。

イ 作品中に、他人が著作権等を持つ著作物等が含まれる場合には、応募者の責任において、著作権者等から応募のための複製等の利用許諾を得るものとする。

ウ 応募票（別記様式2）に氏名（フリガナ）、学年、学校名（フリガナ）、学校の電話番号、学校の住所（郵便番号）、担当教諭氏名、描いた野鳥の種類及び参考にした資料（※参考にした本・写真・絵画等の資料がある場合は、その資料名）を明記の上、必ず作品裏側に貼付すること。